

大分大学学位規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項並びに大分大学学則（平成16年規則第8号）第48条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第43条第3項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

(授与する学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位のうち教職修士（専門職）とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者と同等待以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

5 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により学位論文（修士論文にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨等を添えて研究科長に提出するものとする。

2 前条第3項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、別に定める期日までに、学位授与申請書に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書、学位論文審査手数料等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

4 学位論文審査手数料は、1件につき59,714円（消費税等を含む。）とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

5 受理した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

6 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

7 研究科長は、学位論文の審査のため必要があると認めるときは、学位論文提出者に対して、当該学位論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第5条 研究科長は、前条第1項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験を当該研究科委員会に付託するものとする。

2 学長は、前条第2項又は第3項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び

最終試験又は学力の確認を研究科長を経て当該研究科委員会に付託するものとする。

(学位論文審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査する学位論文ごとに、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、学位論文審査委員会を設置する。

2 学位論文審査委員会の委員の選出等については、当該研究科委員会が定める。

(最終試験)

第7条 最終試験は、第4条第1項及び第2項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心とした関連分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第8条 第4条第3項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答により行うものとする。

2 第4条第3項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、退学したときから3年以内の者に限り、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第9条 修士課程及び博士前期課程を修了しようとする者の学位論文の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 博士課程及び第4条第3項の規定により学位の授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第10条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、速やかに、その結果を文書により当該研究科委員会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第12条 研究科長は、前条第1項の議決をしたときは、速やかに、議決の結果を文書により学長に報告しなければならない。

第13条 削除

(学位の授与等)

第14条 学長は、本学の課程を修了し、卒業を認定した者若しくは本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了し、修了を認定した者又は第12条の報告に基づき、学位の授与を決定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、学位を授与することが適当でないとされた者に対し、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第15条 学長は、修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与したときは、学位簿に登録

する。

- 2 学長は、前条第1項の規定により、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

- 第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力のもとインターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

- 第18条 学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「大分大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

- 第19条 本学における学士、修士、博士及び教職修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の名称等は、別表のとおりとする。

(学位授与の取消)

- 第20条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記等の様式)

- 第21条 学位記及び学位簿の様式は、別紙様式第1号及び別紙様式第2号のとおりとする。

(雑則)

- 第22条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、各学部長又は各研究科長が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者のうち、平成15年9月30日に大分医科大学に在学した者及び在学者の属する年次に編入学等する者が、当該大学を卒業するため必要とされた教育課程その他教育上必要な事項を、国立大学法人大分大学が設置する大分大学において修了した者の学位記の様式は、次のとおりとする。

(卒業証書・学士の学位記)

第 号	卒業証書・学位記	氏 名	年 月 日 生	大分医科大学医学部〇〇学科に入学し本学に おいて卒業するため必要な所定の課程を修めた ので卒業したことを認め学士（専攻分野名） の学位を授与する	年 月 日	大分大学医学部長 氏 名 印	大分大学 学 長 氏 名 印
--------	----------	--------	------------------	---	-------------	-------------------------	-------------------------------

(修士の学位記)

修（ ）第 号	学 位 記	氏 名	年 月 日 生	大分医科大学大学院医学系研究科〇〇専攻の 修士課程に入学し本学大学院において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士（専攻分野名）の学位を授 与する	年 月 日	大分大学 印
------------	-------------	--------	------------------	---	-------------	-----------

(課程博士の学位記)

博 () 第 号	学 位 記	大分医科大学大学院医学系研究科○専攻の 博士課程に入学し本学大学院において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので博士(専攻分野名)の学位を授与 する	年 月 日	大分大学 印	氏 名 年 月 日 生
--------------------	-------------	--	-------------	-----------	----------------------------

- 備考 1 学位記の様式は、学士、修士及び博士課程ともB3版横長縦書きとする。
- 2 修士及び博士課程の()内は、各研究科の首字を表記する。

附 則 (平成19年規程第3号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第22号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成24年規程第2号)
- この規程は、平成24年1月18日から施行する。
 - この規程の施行日の前日に在学する者のうち、平成15年9月30日に大分医科大学に在学していたもの(以下この項において「在学者」という。)及び平成15年10月1日以降に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学したもので、当該大学を卒業するため必要とされた教育課程その他教育上必要な事項を、国立大学法人大分大学が設置する大分大学において修了したものの学位記の様式は、なお従前の例による。

- 附 則 (平成24年規程第51号)
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - この規程の施行日の前日に在学している学生については、改正後の大分大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則 (平成25年規程第55号)
- この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)
 - この規程による改正後の学位規程第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の

例による。

- 3 この規程による改正後の学位規程第17条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規程第11号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第42号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第20号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第15号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第21号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第90号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2 この規程の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科において学位記に付記する専攻分野の名称は、改正後の大分大学学位規程別表にかかわらず、次のとおりとする。

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	理工学部	工学	創生工学科
		理工学	共創理工学科

（英語表記）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	Faculty of Science and Technology	Engineering	Department of Innovative Engineering
		Science and Technology	Department of Integrated Science and Technology

附 則（令和4年規程第99号）

この規程は、令和4年12月26日から施行する。

附 則（令和7年規程第10号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）
学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学士	教育学部	教育	
	経済学部	経済学	
	医学部	医学	
		看護学	
		医療科学	
	理工学部	理工学	
	福祉健康科学部	福祉健康科学	
修士	経済学研究科	経済学	経済社会政策専攻及び地域経営政策専攻
		経営学	地域経営政策専攻
	医学系研究科	看護学	
	理工学研究科	理工学	
	福祉健康科学研究科	健康医科学	健康医科学コース
		福祉社会科学	福祉社会科学コース
		心理学	臨床心理学コース
博士	経済学研究科	経済学	
	医学系研究科	医学	
	理工学研究科	理工学	
教職修士（専門職）	教育学研究科		教職開発専攻

(英語表記)

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部又は研究科	専攻分野の名称	摘 要
学 士	Faculty of Education	Education	
	Faculty of Economics	Economics	
	Faculty of Medicine	Medicine	
		Nursing	
		Medical Sciences	
	Faculty of Science and Technology	Science and Technology	
	Faculty of Welfare and Health Science	Welfare and Health Science	
修 士	Graduate School of Economics	Economics	Economic and Social Policy, Business Management and Regional Policy
		Business Administration	Business Management and Regional Policy
	Graduate School of Medicine	Nursing Science	
	Graduate School of Science and Technology	Science and Technology	
	Graduate School of Welfare and Health Sciences	Health and Medical Sciences	Health and Medical Sciences
		Social Service Administration	Social Service Administration
		Psychology	Clinical Psychology
博 士	Graduate School of Economics	Philosophy in Economics	
	Graduate School of Medicine	Philosophy in Medical Science	
	Graduate School of Science and Technology	Science and Technology	
教職修士 (専門職)	Graduate School of Education		Advanced Studies on Professional Development of Teachers

別紙様式第1号（第21条関係）
（卒業証書・学士の学位記）

第 号 年 月 日	DIPLOMA NO. 《授与日》
卒業証書・学位記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学〇〇学部〇〇学科（課程）所定の 課程を修めて本学を卒業したことを認め る	THE DEGREE OF BACHELOR OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE BACHELOR' S PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《学部名》
大分大学〇〇学部長 氏名 印 大分大学長 氏名 印	
学士（専攻分野名）の学位を授与する	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan
大 分 大 学 印	

（修士の学位記）

修（ ）第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名 年 月 日生	HEREBY CONFERS UPON 《氏名》 《生年月日》
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士 課程（博士前期課程）において所定の単 位を修得し学位論文の審査及び最終試験 に合格したので修士（専攻分野名）の学 位を授与する	THE DEGREE OF MASTER OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE MASTER' S PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(課程博士の学位記)

甲博 () 第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名	HEREBY CONFERS UPON
年 月 日生	《氏名》
	《生年月日》
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程（博士後期課程）において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（専攻分野名）の学位を授与する	THE DEGREE OF DOCTOR OF 《専攻分野名》 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE DOCTORAL PROGRAM ADMINISTERED BY THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(論文博士の学位記)

乙博 () 第 号	DOCTORATE NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名	HEREBY CONFERS UPON
年 月 日生	《氏名》
	《生年月日》
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（専攻分野名）の学位を授与する	THE DEGREE OF DOCTOR OF 《専攻分野名》 IN RECOGNITION OF THE ACCEPTANCE OF A DOCTORAL DISSERTATION SUBMITTED TO THE 《研究科名》
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

(教職修士(専門職)の学位記)

修(専)第 号	DIPLOMA NO.
学 位 記	OITA UNIVERSITY
氏名	HEREBY CONFERS UPON
年 月 日生	《氏名》
	《生年月日》
本学大学院教育学研究科教職開発専攻の 専門職学位課程において所定の単位を修得 し修了したので教職修士(専門職)の学位 を授与する	THE DEGREE OF MASTER OF EDUCATION (PROFESSIONAL) FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE REQUIREMENTS OF THE MASTER' S PROGRAM ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF EDUCATION
年 月 日	《授与日》
大 分 大 学 印	《学長署名》 《学長名》 President Oita University Japan

備考

- 1 学位記の様式は、学士、修士、博士課程及び教職修士(専門職)ともA3判横長横書きとする。
- 2 卒業証書・学士の学位記のうち医学部医学科の学位名(英文)は、THE DEGREE OF DOCTOR OF MEDICINE と表記する。
- 3 修士及び博士課程の()内は、各研究科の首字を表記する。
- 4 《》は、当該英数字を表記する。

別紙様式第2号（第21条関係）

学 位 簿

[illegible]